

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 住所等確認書類の範囲に、中核市の長から支給を受けた療育手帳を加えることとする。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第4条関係）
- 2 国外財産調書等の書式について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則別表第2、別表第4関係）

二 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第60号）の一部改正（第2条関係）

- 1 金融機関等の営業所等の長が平成28年1月1日前に本人口座等を開設していた者で個人番号の告知をしていないものの個人番号を振替機関から提供を受けて確認をした場合には、その確認をした日後に提出をする国外送金等調書等にはその確認をした個人番号を記載することとする。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第3条、第6条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則関係）